

(平成21年11月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和33年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和30年4月から31年1月1日まで
② 昭和32年1月1日から33年4月1日まで

私は、昭和30年4月に高校を卒業後A社に入社し、C支店売店にて30年4月から33年3月31日まで販売員として勤務したが、社会保険事務所に期間照会を行ったところ、31年1月1日から32年1月1日までしか記録がないと言われたことに納得がいかない。

給与明細書等はないが、勤務していたことは間違いないので、昭和32年9月の社内旅行の写真、同年の私の勤務について記述のある夫の日記帳及び同年12月の結婚に際しA社一同からの記念品名が書かれている明細表等を提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人が所持する社員旅行の写真から、申立期間①及び②においてA社に勤務していたことは推認できる。

また、申立人の夫の日記帳及び雑記帳には、申立人が昭和33年3月まで継続して売店に勤務していたとみられる記述があり、同僚は「申立人とは3年間から4年間は一緒に勤務していた。」と供述している。

さらに、申立人及び同僚は、申立期間において業務内容、勤務形態に変更はなかったと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和31年12月の社会保険事務所の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は当時の資料を保管していないので不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、B社に照会したところ、申立人の厚生年金保険に係る資料は保存していないとしており、申立内容を確認できる関連資料を得ることができなかった。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間①を含む期間に被保険者記録のある複数の同僚に照会したが、数か月の試用期間があったとの供述があり、これら複数の同僚については、それぞれ記憶している入社日から約1か月から10か月後に当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年8月1日であり、申立期間①のうち30年4月1日から同年7月31日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和31年1月1日と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成3年12月から4年9月までは20万円、4年10月から5年3月までは22万円、5年4月から同年7月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月26日から5年8月31日まで
申立期間について、A社に勤務していた方が厚生年金保険の標準報酬月額の記録が訂正されていた旨の説明を社会保険事務所の職員から受けた。私の厚生年金保険の標準報酬月額の記録についても訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成3年12月から4年9月までは20万円、4年10月から5年3月までは22万円、5年4月から同年7月までは26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（5年8月31日）の19か月後の7年3月3日に、申立人の申立期間の標準報酬月額は遡及してそれぞれ15万円に引き下げられている。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の者について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降に標準報酬月額は遡及して引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成3年12月から4年9月までは20万円、4年10月から5年3月までは22万円、5年4月から同年7月までは26万円）に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和35年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年11月24日から同年12月1日まで

私はA社B支店から同社D支店開設のため異動した。同時に異動した同僚の記録が訂正されたと聞いたので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出のあった人事記録票により、申立人が申立期間においてA社B支店に勤務していたことが確認できる。

また、C社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したと推認されると回答していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和35年10月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったと回答していることに加え、申立期間前後の雇用保険の記録が継続していることから、事業主が昭和35年11月24日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 17 日から 45 年 11 月 21 日まで

私は大学を卒業後、A社に入社し、昭和 36 年 4 月から 47 年 4 月まで同社所有のB丸に乗船した。その期間は船員保険に加入しなければならないところ、36 年 6 月 17 日から 45 年 11 月 21 日までの期間が厚生年金保険の加入記録として残っている。

昭和 36 年 6 月 17 日から 45 年 11 月 21 日までの期間を船員保険の加入記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の供述から、申立人は申立期間当時、同社が所有するC丸及びD丸に乗船していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は既に解散していることから、元代表取締役である申立人に加入記録について照会したが、当時の資料は保管されておらず、申立期間当時の事業主及び事務担当者は既に亡くなっていることから、申立人の船員保険加入について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所所有のC丸及びD丸に係る船員保険被保険者名簿には、申立期間において申立人が一緒に乗船したとする複数の同僚の加入記録はあるが、申立人の加入記録は無い。

さらに、同僚は「当時は経営状況が厳しく、役員全員が保険料の高い船員保険に加入できる状況ではなかった」と供述していることから、当該事業所は、申立人の申立期間について、船員保険被保険者ではなく、厚生年金保険被保険者として加入手続を行っていたと考えられる。

加えて、口頭意見陳述においても、申立人の主張を推認できるまでの周辺事情が認められなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月31日から32年5月21日まで

私は、昭和27年3月からA組合（昭和32年4月に合併しB組合。その後、60年4月に合併しC組合となり、さらに、平成11年7月に合併し現在は、D組合。）に勤務したが、32年4月までの厚生年金保険の加入記録が無いとされた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D組合が保管するB組合の職員名簿及び同僚の供述等から、申立人が申立期間についてA組合に勤務していたことは認められる。

しかし、D組合では、申立期間当時、国から組合職員の人件費に対しても補助金が交付されるようになったことから、県が実施する職員適格者認定試験（以下「認定試験」という。）に合格しなければ臨時扱いになる慣習であったとしているところ、申立人は「A組合の時は受験せず、B組合に合併してすぐに受験した。」と供述しており、申立人と同じく合併前から他の組合に勤務し、合併後に受験して合格したと供述している同僚には、合併前について厚生年金保険の加入記録が無い。

一方、合併前の他の組合に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録のある同僚7名は、いずれも合併前に認定試験を受験して合格したと供述している。

さらに、申立人がA組合において一緒に勤務したとする同僚2名が、合併前の期間について、E組合連合会F支部に厚生年金保険の加入記録があることから、社会保険事務所が保管しているE組合連合会F支部に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人

の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 462

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月から 35 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 6 月から 35 年 10 月 28 日まで A 社に勤務していた。34 年の秋ごろまで、B 作業所で貨物船の解体作業をし、その後は C 作業所で軍艦等の解体作業に従事した。

申立期間も間違いなく勤務していたので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は昭和 56 年 4 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役及び役員も既に死亡又は所在が不明であることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の加入について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間当時、当該事業所に勤務していたとする同僚は、厚生年金保険の取扱いについては「多くの人が、年金をかけないでくれと言っていた。10 人に 1 人ぐらいしか加入していなかったようだ。」と供述しているほか、複数の同僚の厚生年金保険の加入時期については、これらの者が記憶している入社日から、約 2 か月から 1 年後に当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人は、昭和 35 年 6 月 1 日資格取得、同年 10 月 28 日資格喪失と記録されているほか申立人の加入記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 31 日まで A 社に勤務したが、社会保険庁の記録では同期間における厚生年金保険の記録は無かった。

勤務していたことは間違いなく、保険料は給与から控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主の娘は、A 社は昭和 40 年 7 月ごろに解散し、事業主も既に亡くなっており、詳細は分からないと供述していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について、確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、社会保険庁の記録では、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、事業主は申立期間当時国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人と一緒に仕事をしていたと供述している同僚は、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

加えて、同事業所名で厚生年金保険の適用事業所になっている事業所が存在することから確認を行なったが、同社の所在地は申立てに係る事業所とは異なる上、申立人及び一緒に勤務したとしている同僚の記録も確認できず、同時期に勤務していた者の供述からも申立人に関する情報は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。